

入札説明書

最低価格落札方式
「PPC用紙の購入」

契約責任者
日本郵政株式会社
総務部長 中畑 育子

日本郵政株式会社における入札公告（2024年4月25日付）に基づく入札については、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」といいます。）等関係法令等によるほか、この入札説明書によります。

I 入札及び契約に関する事項

1 調達内容

(1) 件名

PPC用紙の購入

(2) 特質等

仕様書のとおりとします。

(3) 納入期限及び納入場所

仕様書のとおりとします。

(4) 入札・開札の日時及び場所

2024年5月28日10時00分

<https://www.profair.jp/supplier/>

（日本郵政株式会社電子入札システム（以下「電子入札システム」という。））

2 競争参加資格

(1) 当社において競争参加資格を有すると認められた者又は総務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者。（種類「物品の製造」又は「物品の販売」を有する者）

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加することはできません。

ア 総務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していない者で、日本郵政株式会社の競争参加資格申請を行わない者。

イ 審査の申請を行った者で、入札・開札日時までに登録されることを条件として証明書等を提出した場合において、当該登録審査が入札・開札日時までに終了していないとき又は資格を有すると認められなかったとき

ウ 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除きます。

エ 次の各号の一に該当すると認められる者で、当社から取引停止を通知され、その停止期間中の者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とします。）

(ア) 契約の履行に当たり、契約義務違反を行った者

(イ) 契約相手方として不適切であると認められる者

(ウ) 不法行為をした者

(エ) 不正又は不誠実な行為をした者

オ 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後、1年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とします。）

(ア) 公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起された者

(イ) 公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は民事再生手続の終結の決定を受けた者を除きます。

キ 反社会的勢力と認められる者。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者、その他次の各号に掲げる者（以下これらを総称して「暴力団等」という。）をいいます。

(ア) 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

(イ) 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(ウ) その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ク 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有する者

ケ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

コ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、暴力団等を利用してしていると認められる関係を有する者

サ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者

シ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する者

ス 本件入札に参加しようとする者の役員等又は委託先等が次の各号の一にでも該当しないことを確約しない者

(ア) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(オ) その他前各号に準ずる行為

3 入札者に求められる義務等

(1) 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する場合は、次に示す書類等各1部を電子メールにて提出（送信）してください（期限は厳守願います。）。

提出先（E-Mail）	denshi.nyusatsu.ii@jp-holdings.jp
電子メール件名	【入札参加資料提出】PPC用紙

※電子メールでお送りいただきました書類については、改めてお送りいただく必要はございません。

おって、直接提出又は郵送による提出も受け付けていますので、その場合は、下記(3)の場所に提出してください（郵送の場合は期限までに当社必着とさせていただきます。）。

- ・「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写し
- ・適合証明書
- ・下見積書（内訳含む）

提出された書類等を審査の結果、当該契約を履行できると認められた者に限り入札の対象者とします。

また、提出した書類等について説明を依頼したときは、ご対応願います。

(2) 提出期限

2024年5月17日（金）15時00分

(3) 提出場所

〒100-8791 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

日本郵政株式会社 総務部調達室

担当：泉 秀憲 電話：03-3477-0107

4 競争参加資格を有していない者の手続き

競争参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望する場合は、日本郵政株式会社で審査申請書入手し、速やかに申請を行ってください。（ただし、前記2(2)カ～サに該当する場合を除きます。）

なお、申請の時期によっては本件入札に間に合わない場合があります。

(1) 申請書の入手先

日本郵政株式会社ホームページ

<http://www.japanpost.jp/procurement/general/index03.html>

(2) 提出書類

- ・取引先資格審査申請書 1部
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部
- ・納税証明書 1部

(3) 提出場所

上記3 (3) に同じ

5 電子入札システムの利用条件等

- ・電子入札システムの利用に当たっては、取引先登録が必要となるので、下記のURLにより事前登録を行ってください。

<https://www.profair.jp/buyer/APPLYMDY4M2VmY2NhMjYzY2M1OWFiMDA1MTBlODlkMTA1ZGU+.html>

- ・入札参加に当たっては、原則、一社につきIDでの参加としてください。
- ・電子入札システムサプライヤー操作マニュアルを熟読しておいてください。

6 入札方法等

(1) 入札金額

金額については日本国通貨とします。

ア 入札金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を除いた金額としてください。

なお、契約金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税等（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。）を含めた金額とします。

イ 入札金額には、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料及び関税等一切の諸経費を含めてください。

(2) 入札方法

ア 入札日に日本郵政株式会社電子入札システム上で入札を行います。

イ 日本郵政株式会社電子入札システムの操作の不慣れ等（回線障害を含む。）により、入札不能となった場合でも、原則、入札のやり直しは行いません。

(3) 郵便により入札を行う場合

ア 郵便（書留郵便又は特定記録郵便等で追跡確認できる方法に限ります。）による場合は、当社指定の様式（別紙）の入札書を封筒に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含みます。）及び「〇月〇日開札「入札品名」の入札書在中」と記入し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」から順に回数を記入して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記入して、入札書の提出期限までに、前記5 (2) に示す場所あて郵送（必着）してください。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札はお受けできませんので、ご了承ください。

イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできません。

ウ 入札書は当社所定の様式（別紙）を利用願います。

エ 入札書は日本語で記入してください。

なお、金額については日本国通貨とします。

オ 記入項目は次のとおりです。

(7) 年月日

入札書を郵送する場合は、入札書を作成した年月日としてください。

(4) 入札者の氏名及び押印等

① 入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、会社印又は代表者印を押印してください。

② 外国業者にあって押印の必要があるものについては署名をもって代えることができます。

(5) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をしておくとともに、入札日時までに委任状（電子入札システムのIDを含む。）の提出が必要です。ただし、同一法人の従業員へ委任する場合は、委任状のご提出は不要です。

なお、代理人による入札を行う場合の電子入札システムのIDは、委任者及び受任者が所有するIDとは別に、委任者が代理人による入札用のIDを請求・取得し、受任者に使用させるものとします。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができません。

ウ 代理人は、入札者からの委任状に記載された日本郵政株式会社電子入札システムIDを使用して入札を行います。

(6) 入札の無効

次の各号一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加するための条件を満たさない者又は指名しない者により行われた入札

イ 委任状のない代理人により行われた入札

ウ 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書

エ 二人以上の入札者の代理をした者により行われた入札

オ 同一の者により提出された二以上の入札書

カ 入札書が郵便で差し出された場合において上記 (4) アに定める記載のない入札書又は定められた日までに到着しない入札書

キ 記載事項が不備な入札書

(ア) 入札金額が不明確な入札書

(イ) 入札金額を訂正したもので、訂正印のない入札書

(ウ) 品名・数量が前記 1 (1) で示したものと異なる入札書

(エ) 調達する物品等又は役務の名称、数量、単価及び合価の記載のない入札書

(オ) 入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名）の判然としない入札書

(カ) その他記載事項が不備又は判読できない入札書

ク 明らかに談合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の内訳金額と合計金額が符合しない場合

落札後、入札者に内訳書を記入していただく場合がありますので、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなします。この場合において、入札者に内訳金額の補正を依頼したときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正していただきます。

7 秩序の維持

(1) 「独占禁止法」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触すること等がないよう、次の事項を厳守してください。

ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければなりません。

イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札金額を意図的に開示してはいけません。

ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための談合をしてはならない。

エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある入札金額を定めてはいけません。

(2) 入札執行中、次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがあります。なお、入札執行者が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき
- イ その他、入札の秩序を乱したとき

8 入札の結果等

- (1) 入札の結果は、入札締切後、日本郵政株式会社電子入札システム等により速やかに発表します。
- (2) 入札の結果、各入札者の入札のうち日本郵政株式会社が定める設定価格の制限に達した価格がない場合には、直ちに再度の入札を行う。再度入札時に入札価格の入力がない場合は、再度入札を辞退したのものとして扱います（郵便により入札に参加している場合で、再度入札分の入札書を事前に提出している場合を除く。）。
なお、再度入札を行っても落札者がいない場合には、日本郵政株式会社が定める金額に最も近い入札者と価格交渉（一者指定契約）に移行します。

9 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

- ア 日本郵政株式会社が設定した設定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、その入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、日本郵政株式会社が設定した設定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした他の者のうち最低の価格をもって申込をした者を落札者とすることがあります。
- イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、入札執行事務に関係のない社員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとします。
- ウ 落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を電子入札システム等で通知します。ただし、上記アただし書きにより落札者を決定する場合においては別に書面で通知します。

(2) 落札決定の取消

- 次の各号の一に該当するときは、落札の決定を取り消します。ただし、契約責任者が、正当な理由があると認めたときはこの限りではありません。
- ア 落札者が、契約責任者から求められたにもかかわらず契約書の取交しを行わないとき。
- イ 前記7(7)の規定により入札書の補正をしないとき。

10 契約書の取交し

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取交し

を行います。ただし、契約は落札時に成立とし、契約締結日は落札決定日とします。

(2) 契約書において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成

原則、電磁的記録により双方署名により取交します。ただし、紙による契約書の場合は次によります。

ア 契約書は2通作成し、双方各1通を保管します。

イ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とします。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期等

ア 支払方法及び支払場所

郵便振替による届出郵便振替口座又は銀行振込による届出金融機関口座

イ 支払時期等

契約の履行を完了し、検収が完了したときは、支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日（ただし、支払期日に当たる日が土曜日、日曜日、祝日の場合はその前営業日）までに支払います。

なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(4) 入札者は、契約責任者が指定する日時までに、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書を熟知しておいてください。

(5) 入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができません。

(6) 監督及び検収は契約条項の定めるところにより行います。

なお、検収実施場所は、指定する日本国内の場所とします。

(7) 当社は、2008年5月に「国連グローバルコンパクト」に参加しました。

日本郵政グループは、国連グローバルコンパクトに定める4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10原則を支持しています。

お取引先さまには同コンパクトの内容に配慮した活動への取組及び政府が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」並びに「日本郵政グループCSR調達ガイドライン」に則った、人権尊重に関する取組を

お願いします。

Ⅱ 照会先

1 仕様に関すること

日本郵政株式会社 総務部

担当 森 勇稀 電話 03-3477-0123

2 契約に関すること

日本郵政株式会社 総務部 調達室

担当 泉 秀憲 電話 03-3477-0107